

番 号 : 170619

国 名 : パキスタン

担当部署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名 : プライマリヘルスケアにおける母子保健強化プロジェクト
詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 ~ 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年10月上旬から2017年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 50M/M、現地 0. 60M/M
合計 1. 10M/M
- (3) 業務日数 :
国内準備 5日、現地業務 18日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2017年9月6日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時
刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・
公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))
>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部
1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領
致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザ
ル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月22日 (金) までに個別に通知
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

- ③語学力 18点
 ④その他学位、資格等 18点
 (計100点)

類似業務	保健医療分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下パキスタン）の妊産婦死亡率は1990年と比較し、出生10万対431から178、5歳未満児死亡率は出生1000対262から81（世銀、2015年）へと飛躍的に改善しているものの、依然高い数値を示しており、持続開発目標において2030年までに達成すべき妊産婦死亡率（70/10万出生あたり）及び5歳未満児死亡率（25/1000出生あたり）を実現するためには更なる努力が必要である。

また、パキスタンは野生株ポリオの発生が残る3か国（常在国）の1つである。各ドナーの協力を得てパキスタン政府が進めるポリオ対策によって2014年に306件あった発症件数は2016年に20件にまで減少したが、撲滅に至るには更なる取り組みが必要な状況にある。さらにポリオ以外の結核、麻疹、破傷風等のワクチンで予防可能な疾患についても、予防接種のカバー率が低く、特に山間部を中心に未接種児が多いことが課題となっている。

特にアフガニスタンと国境を接する連邦直轄部族地域やハイバル・パフトウンハー州（以下、「KP州」）などの僻地・遠隔地では社会・文化的習慣等による住民の理解不足と相まって、予防接種事業のマネジメントや医療人材の能力不足等により接種サービスの提供に課題が多い。特に、一次医療施設へのアクセスが悪い山間部のコミュニティに対しては、レディヘルスワーカーと呼ばれる女性の保健ワーカーがアウトリーチ活動を実施してワクチン接種や住民に対する啓発活動を行っているが、依然として取り残されている地域も少なくない。さらに国境付近には遊牧民などの流動人口も多く、ワクチン接種サービスから取り残されて感染症の発症・蔓延に結びつくことが懸念される。

世界的なポリオ撲滅に向けた潮流の中、パキスタン政府はポリオ撲滅のためのプログラムを実施し、全国でポリオワクチンの接種ワーカーを多数雇用し、逐次の大々的なポリオキャンペーンを実施してきた。さらにパキスタン国連邦政府は、2016年からポリオ撲滅後の持続的な感染症対策のための定期予防接種体制の強化の重要性を改めて強調し、世界銀行、GAVIアライアンス等の資金に基づき、国家予防接種支援プログラム2016-2020（N-ISP:National Immunization Support Program）を立ち上げた。その中でKP州保健省もKP州予防接種支援プログラム（KP-ISP）を形成し、ワクチン接種ワーカーやワクチン管理機材の改善を図るとともに、統合的サーベイランスシステムの導入、医療施設に対するモニタリング体制の強化を進めている。

JICAは現在、円借款附帯技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」（2014年～2018年。以下、「現行プロジェクト」）を通じて、KP州の対象3県において、①ワクチン管理強化、②定期予防接種サービス強化、③サーベイランス強化、④啓発活動を通じて、ワクチンで予防可能な感染症（VPD）の罹患率、及び乳幼児死亡率減少へ寄与することを目

指している。現行プロジェクトでは、KP州マンセラ県を中心として、地域中核倉庫や一次医療施設等におけるワクチン管理の改善、一次医療施設におけるEPIサービスの包括的改善と州保健局によるモニタリング体制の強化、さらにはレディヘルスワーカーのEPIに関する知識の向上、コミュニティの意識向上について取り組んできており、一定の成果を達成する見込みである。

現行プロジェクトが2018年6月に終了する予定のところ、KP州保健省から引き続き定期予防接種を含む母子保健分野に対する支援要請があった。これを受け、ポリオ撲滅後も見据えて現行プロジェクトの成果をさらに拡大し、裨益を母親にも広げながら持続的な定期予防接種強化体制を構築するニーズが高いと判断され、本プロジェクトを形成するに至った。

本プロジェクトは、これまで JICA が継続的に支援してきた KP 州において、遠隔地や流動人口など医療サービスへのアクセスの悪い地域やターゲット層を中心に、ポリオ撲滅後を見据えた定期予防接種の実施体制をより一層強化するとともに、その裨益を妊産婦を含む母子保健分野へ拡大し、定期予防接種に関する母子保健システムの強化を目指すものである。

これは、パキスタン政府の現在のニーズに合致するとともに、わが国がこれまで実施してきたポリオ対策支援の成果との相乗効果も期待されることから、本件実施の必要性・妥当性は高い。なおプロジェクト形成に当たっては「定期予防接種強化プロジェクト」の協力経験から得られた人材ネットワーク等のアセットを最大限活用する方針である。

なお、以上の本プロジェクトの内容は現時点での予定であり、状況に応じて対象地域や分野を一部変更する可能性がある。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等（以下、「JICA団員」とする）と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2017年10月上旬）

- ①実施中の円借款附帯技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」のプロジェクト概要、最新の状況を把握するとともに、要請の背景・内容を把握する（プロジェクト報告書、要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析を行う）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③カウンターパート機関や関係機関に対する質問票（英文）を作成する。なお、質問票には以下の項目を含めること。
 - ア) パキスタンの保健セクター開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 定期予防接種及び母子保健セクターに関するKP州保健省の取組みと課題認識
 - ウ) 省内各局（EPI局、母子保健局、レディヘルスワーカー局）の役割及び各局が本プロジェクトに果たす役割
 - エ) パキスタン側（KP州保健省内EPI局、母子保健局、レディヘルスワーカー局）の本プロジェクト実施体制（組織、予算、人員等）
 - オ) 対象サイト候補地域（KP州内で3県程度を想定）での定期予防接種及び母子保健サービス提供体制
 - カ) 他ドナー（世界銀行、GAVI、WHO、UNICEF、DFID等）のパキスタンの定期予防接種、及び母子保健セクターにおける援助動向

④調査団との打ち合わせのための勉強会、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年10月中旬～10月下旬）

- ①JICAパキスタン事務所との打ち合わせに参加する。
- ②JICAパキスタン事務所とパキスタン側との協議に参加し、「JICA事業評価ガイドライン第2版」及び「JICA事業評価ハンドブック（Ver.1）」を踏まえた本調査の趣旨・実施方法に関する説明を行う。
- ③「定期予防接種強化プロジェクト」のプロジェクト関係者と協議し、現行プロジェクトの活動進捗、これまでの成果、残された課題について情報収集・評価を行い、プロジェクトの内容に反映するための提言を行う。
- ④上記（1）③で作成した質問票に沿って情報を収集し、本プロジェクトを取り巻く現状を把握する。
- ⑤上記で収集した情報を分析し、下記について現場のニーズ、治安状況、過去の協力のアセットやリソースを踏まえて検討する。
 - ア) 本プロジェクトのカウンターパート機関となるKP州政府内の部局
 - イ) 本プロジェクトの重点対象地域（KP州内、場合によってはイスラマバード市内等を含めて検討する）
 - ウ) 現行プロジェクトの活動の一層の取り組み強化の可能性
 - エ) 定期予防接種から母子保健への活動スコープ拡大の可能性
 - オ) 都市部における定期予防接種体制強化のための活動の可能性
- ⑥上記⑤の結果を踏まえてPDM案、PO案（和文、英文）を作成する。その上で、JICA 団員到着後に、関連情報と併せて同案を説明する。
- ⑦JICA団員の実施する対象候補サイトの視察への同行及びパキスタン側とのPDM案、PO案に関する協議に参加する。
- ⑧上記の協議を通じてPDM案、PO案を修正するとともに、M/M（Minutes of Meetings）案及びR/D（Record of Discussions）案の作成に関して、JICA団員を支援する。
- ⑨JICA団員の実施する他ドナーとの協議に参加する。
- ⑩JICAパキスタン事務所、大使館等に提出する現地調査結果報告書（和文）に関して、担当部分を執筆する。

(3) 帰国後整理期間（2017年11月上旬）

- ①事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ②帰国報告会等に参加し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 事前評価表（案）（和文）

提出方法は電子データでの提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒成田を標準とします。
- (2) 戦争特約保険料
派遣期間中の災害補償経費（戦争特約経費分のみ）計上を認めます。
「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。
- (3) 一般管理費等の上限加算
本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境課での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費を計上することができるものとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しております。

2017年10月11日～10月28日（18日間）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下を予定しております。

- ・ 総括（JICA）
- ・ 感染症／予防接種（JICA）
- ・ 協力企画（JICA）
- ・ 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。JICA団員の調査期間は団員と同乗の可能性があります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA本部、パキスタン事務所が支援・調整いたします。JICA調査団員のほか、JICAパキスタン支所職員、並びにパキスタン側関係者の同行の可能性があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

- キ) 執務スペースの提供
携帯電話（本体・SIMカード）貸与可。

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第四チーム（TEL:03-5226-3150）にて配布します。
 - ・要請書
 - ・「定期予防接種強化プロジェクト」関連資料（案件概要表、短期専門家報告書他）
- ②本業務に関連する以下の案件資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・技術協力「定期予防接種強化プロジェクト」
プロジェクトページ：<https://www.jica.go.jp/project/pakistan/002/index.html>
トピックス：https://www.jica.go.jp/topics/2017/20170421_01.html
 - ・有償資金協力「ポリオ撲滅事業フェーズ2」
ODA見える化サイト：<https://www.jica.go.jp/oda/project/PK-P64/index.html>
プレスリリース：https://www.jica.go.jp/press/2016/20160520_01.html
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。
なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとします。）
 - ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
 - ・情報セキュリティ管理細則

(3) 安全管理体制

- ①現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。
- ②現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。
- ③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ②滞在地・主な業務地は原則イスラマバード及びハイバル・パフトウンハー州アボダバード県とします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本調査を受注した法人及び個人は、当該事業本体への応募・参加を認めません。

以上